



医療介護ネットワーク協同組合

厚生労働省・国土交通省・経済産業省・農林水産省・環境省 認可

認定番号 23-13-03-04-1251

緊急人材育成支援事業

基金訓練 実践演習コース

医療事務・介護事務OA科

6ヶ月

人気の

医療事務・介護事務

募集締切

9/5 月まで

6ヶ月かけてじっくり・きちんと学べます！

受講料
無料

受講生募集！

9月生
追加募集

就職・資格取得に対応

※資格取得は任意です。

医療・介護・PC
はじめての方も
安心！

6ヶ月カリキュラムイメージ

総訓練時間616時間

詳細は裏面をご覧ください

2011年9月

2012年3月

医療事務
＜医療・調剤＞

- ◆診療報酬(医科)算定
- ◆レセプト作成
- ◆医学の基礎知識
- ◆医療制度・法規

- ◆診療報酬(調剤)算定
- ◆レセプト作成
- ◆薬学の基礎知識

◆試験対策



介護事務

- ◆介護報酬算定、レセプト作成
- ◆在宅・施設サービス、ケアマネの業務
- ◆試験対策

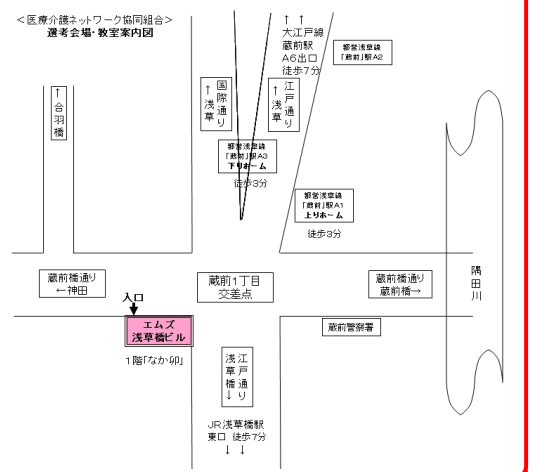


就職支援
PC

- ◆職務経歴書の作成、面接対策、ほか
- ◆医療・介護事務PC演習

※各種資格試験は任意受験です。(受験料が別途必要です)

選考会場・教室案内図



お申し込み方法、その他詳細は【裏面】をご覧ください。

医療介護ネットワーク協同組合浅草橋校

浅草橋駅から徒歩7分・蔵前駅から徒歩3分

〒111-0053 東京都台東区浅草橋 3-20-11 エムズ浅草橋ビル 5F

総合事務局

03-5687-1311

(受付時間 [平日] 10:00~17:00)

■ 講座の概要

訓練コース名	新規成長・雇用吸収分野等訓練コース（実践演習コース）
訓練科名	医療事務・介護事務 OA 科
訓練期間	平成 23 年 9 月 20 日（火）～平成 24 年 3 月 19 日（月）〈6 ヶ月間〉 ※土日祝休。一部平日に訓練休があります（総訓練時間 616 時間）
訓練時間帯	Am10:00～Pm4:40 ※1日6時間
訓練定員	30名（応募状況により、訓練を中止することがあります。）
訓練対象者の条件	医療機関、調剤薬局または介護施設において、事務業務での就業を希望している方で、訓練終了後早期に就職を希望する方。パソコンのキーボード入力をしたことがある方。（初心者可）
訓練カリキュラム	【学科】 医療事務（医科）282h／介護事務 156h／医療事務（調剤）36h／就職支援 30h／ 接遇マナー12h／入所式・修了式 4h 【実技】 医療事務 PC 演習 48h／介護事務 PC 演習 30h／職場見学・職場体験 18h
仕上がり像	医療保険のしくみを理解し、病医院での受付から医療費の算定、保険請求までの事務ができる。保険調剤のしくみを理解し、処方箋の受付から調剤報酬の算定、保険請求までの事務ができる。介護事務の介護報酬算定と請求事務までの事務ができる。
訓練修了後の関連職種	病院・診療所での医療事務、調剤薬局での調剤事務、介護施設等での介護事務
任意で受験することにより取得できる資格	医科医療事務検定試験（1級・2級）／介護事務検定試験／調剤事務検定試験／ ORCA 技能検定（2級） ※実施主体：一般社団法人日本医療報酬調査会
訓練費用	受講料無料 ※個人負担としてテキスト代 22,785 円と職場見学先への交通費（約 3,000 円） および資格試験受験料（任意）がかかります。

■ 募集日程

募集期間	平成 23 年 8 月 30 日（火）～平成 23 年 9 月 5 日（月）
申込方法	① 最寄りのハローワークで受講申込を行ってください。 ② 電話にて選考の予約を取ってください。（03-5687-1311） 選考についてのご案内を差し上げます。 ※平成 23 年 9 月 5 日（月）18:00 連絡分まで有効
選考日・方法	平成 23 年 9 月 7 日（水）（1 時間程度）・面接 ※時間につきましては、選考予約のお電話にてお伝えいたします。
選考結果通知	平成 23 年 9 月 8 日（木）

＜注意事項＞

- ・応募いただきましたすべての方と面接させていただきます。面接を欠席しますと辞退とみなします。
- ・選考結果は平成 23 年 9 月 8 日に郵送により通知させていただきます。尚、電話によるお問合せには応じかねますのでご理解願います。
- ・選考時に提出いただいた関係書類の個人情報、委託訓練施設等の保有する個人情報保護に関する法律を順守し適切に管理いたします。

■ 訓練・生活支援給付金について

職業訓練を受講している間、生活支援給付が支給されます。

被扶養者のいる方 12 万円 / 左記以外の方 10 万円

★ 訓練・生活支援給付金の資格要件（以下のすべてに該当する方が訓練・生活支援給付の支給対象となる方です）

- ① ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ② 雇用保険の求職給付、職業転換給付金の就職促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③ 世帯の主たる生計者である方（申請時点の前年の状況によります）
- ④ 申請時点で年収見込みが 200 万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが 300 万円以下の方
- ⑤ 世帯全体で保有する金融資産が 800 万円以下である方
- ⑥ 現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦ 過去 3 年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧ 国及び地方公共団体等の類似の給付・貸付を利用していない方

※ 遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が毎月 8 割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。

※ 一定の要件を満たした方に支給されます。

※ 選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勸奨、訓練・生活支援給付を希望される方は支給資格認定申請書の提出をお願いします。

※ 応募者が最低実施人数に満たさないコースについては訓練の実施を中止する場合があります。

※ 年収要件では、前月に高い収入があっても、その後、離職などによって年収見込み 200 万円以下になるようであれば認められることがあります。

※ 世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて 300 万円以下であれば認められます。

※ 主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。